

社援発 0328 第 23 号
平成 26 年 3 月 28 日

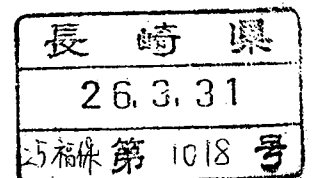
都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 24 年 3 月 30 日付け社会・援護局長）により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。



新

社 援 発 0330 第 5 号
平 成 24 年 3 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚 生 勞 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー の 経 営 を 目 的 と し て 社 会 福 祉 法 人 を 設 立 す る 場 合
の 資 産 要 件 等 に つ い て (通 知)

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法
律 第 123 号) の 施 行 に 伴 い 、 障 害 者 等 が 地 域 に お い て 自 立 し た 日 常 生 活 又 は 社 会
生 活 を 営 む こ と が で き る よ う 、 通 所 に よ る 創 作 的 活 動 又 は 生 産 活 動 の 提 供 及 び 社
会 と の 交 流 の 促 進 等 を 目 的 と し て 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー が 創 設 さ れ た と ころ で
す 。

地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー は 、 従 来 の い わ ゆ る 小 規 模 作 業 所 か ら の 移 行 に よ る も の
で あり 、 そ の 活 動 は 各 地 域 に お い て き め 細 かい 福 祉 活 動 の 展 開 に 大 き く 寄 与 し て
お り 、 そ の 事 業 活 動 の 機 動 性 ・ 柔 軟 性 を 十 分 に 活 用 す る こ と は 、 今 後 、 地 域 福 祉
の 推 進 を 図 る 上 で 重 要 と な り ま す 。

一 方 、 社 会 福 祉 法 人 (以 下 「 法 人 」 と い う 。) の 重 要 な 役 割 と し て 、 地 域 社 会
に お い て 低 所 得 者 に 対 す る 支 援 、 制 度 外 の ニ ー ズ へ の 対 応 、 労 力 ・ コ ス ト の か か
る 対 象 者 を 排 除 し な い こ と な ど 他 の 法 人 と の 比 較 に お い て も 社 会 的 使 命 を 十 分
発 揮 す る 必 要 が あ り ま す 。

こ の た め 、 法 人 の 公 益 性 を 維 持 し な が ら 、 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー の 機 動 性 ・ 柔
軟 性 を 活 用 し つ つ 事 業 を 実 施 す る た め 、 今 般 、 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー を 経 営 す る
者 が 円 滑 に 法 人 各 各 を 取 得 す る 際 に 、 必 要 な 資 産 要 件 等 に つ い て 下 記 の と お り 定 め
ま し た の で 、 貴 職 に お い て 適 切 な ご 配 慮 を お 願 い い た し ま す 。

旧

社 援 発 0330 第 5 号
平 成 24 年 3 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚 生 勞 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー の 経 営 を 目 的 と し て 社 会 福 祉 法 人 を 設 立 す る 場 合
の 資 産 要 件 等 に つ い て (通 知)

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法
律 第 123 号) の 施 行 に 伴 い 、 障 害 者 等 が 地 域 に お い て 自 立 し た 日 常 生 活 又 は 社 会
生 活 を 営 む こ と が で き る よ う 、 通 所 に よ る 創 作 的 活 動 又 は 生 産 活 動 の 提 供 及 び 社
会 と の 交 流 の 促 進 等 を 目 的 と し て 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー が 創 設 さ れ た と ころ で
す 。

地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー は 、 従 来 の い わ ゆ る 小 規 模 作 業 所 か ら の 移 行 に よ る も の
で あり 、 そ の 活 動 は 各 地 域 に お い て き め 細 かい 福 祉 活 動 の 展 開 に 大 き く 寄 与 し て
お り 、 そ の 事 業 活 動 の 機 動 性 ・ 柔 軟 性 を 十 分 に 活 用 す る こ と は 、 今 後 、 地 域 福 祉
の 推 進 を 図 る 上 で 重 要 と な り ま す 。

一 方 、 社 会 福 祉 法 人 (以 下 「 法 人 」 と い う 。) の 重 要 な 役 割 と し て 、 地 域 社 会
に お い て 低 所 得 者 に 対 す る 支 援 、 制 度 外 の ニ ー ズ へ の 対 応 、 労 力 ・ コ ス ト の か か
る 対 象 者 を 排 除 し な い こ と な ど 他 の 法 人 と の 比 較 に お い て も 社 会 的 使 命 を 十 分
発 揮 す る 必 要 が あ り ま す 。

こ の た め 、 法 人 の 公 益 性 を 維 持 し な が ら 、 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー の 機 動 性 ・ 柔
軟 性 を 活 用 し つ つ 事 業 を 実 施 す る た め 、 今 般 、 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー を 経 営 す る
者 が 円 滑 に 法 人 各 各 を 取 得 す る 際 に 、 必 要 な 資 産 要 件 等 に つ い て 下 記 の と お り 定 め
ま し た の で 、 貴 職 に お い て 適 切 な ご 配 慮 を お 願 い い た し ま す 。

新

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 (略)
 - (1) ~ (3) (略)
 - 2 地域活動支援センターを営業者と併せて行うことができる事業の範囲
 - (1) (略)
 - ①~③ (略)

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

 - (2) (略)
- 3・4 (略)

旧

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 (略)
 - (1) ~ (3) (略)
 - 2 地域活動支援センターを営業者と併せて行うことができる事業の範囲
 - (1) (略)
 - ①~③ (略)

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

 - (2) (略)
- 3・4 (略)